

8 山北保環第 1 3 1 号
令和 8 年 1 月 2 6 日

株式会社明光
代表取締役 辻 拓哉 様

京都府山城北保健所長

条例手続の終了について（通知）

下記事業計画について、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成 2 6 年京都府条例第 1 5 号）に基づく手続が終了しましたので、同条例第 1 5 条第 1 項の規定により通知します。

なお、同条例第 3 条第 2 項の規定により、この通知を受けた日から 2 年を経過したときには、この通知を受けなかったものとみなされます。

記

- 1 産業廃棄物処理施設設置等の目的
積替え保管施設において、積替え及び手選別による有価物の拾集をすることにより廃棄物の再資源化を行うとともに運搬効率の向上をはかることにより輸送コストの削減を行うことを目的として積替え保管施設を設置する。
- 2 産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする場所
京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保 51 番、54 番 1、55 番 1、60 番 1
- 3 産業廃棄物処理施設等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類
処理方式：積替保管
処理する産業廃棄物の種類
①汚泥 ②廃プラスチック類 ③紙くず ④木くず ⑤繊維くず
⑥動植物性残さ ⑦ゴムくず ⑧金属くず
⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩がれき類
※特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。
- 4 事業計画書提出年月日
令和 7 年 9 月 5 日

担当 山城北保健所 環境課 中島 電話 0774-21-2913 E-mail t-nakashima31@pref.kyoto.lg.jp
--